

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程

（令和三年六月十一日会規第百十五号）

（弁護士事務共助規程中一部改正）

第一条 弁護士事務共助規程（会規第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。

（外国特別会員基本規程中一部改正）

第二条 外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に改める。

第三条第二項中「特別措置法第五十四条」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十六条」に改める。

第九条第一項中「特別措置法第二十二号各号」を「外国弁護士法律事務取扱法第二十三号第一号、第二号及び第四号から第八号まで」に改める。

第十一条第二項第四号中「特別措置法第八条」を「外国弁護士法律事務取扱法第十条」に改め、同条第三項中「特別措置法第四十五条第二項ただし書」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第十二条第二号中「特別措置法第二十八条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第二十九条第二項」に改める。

第十三条の二中「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第十四条第二項中「特別措置法第三十一条」を「外国弁護士法律事務取扱法第三十二条」に改める。

第十五条第一項中「特別措置法第三十三条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第三十四条第一項」に改め、同項第二号中「特別措置法第十六条第一項第一号」を「外国弁護士法律事務取扱法第十七条第一項第一号」に改める。

第二十条第三項中「外国法事務弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」を、「又は」の下に「外国法事務弁護士法人、共同法人若しくは弁護士法人の」を加える。

第二十八条の二中「特別措置法第五十条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第五十五条第一項」に改める。

第三十一条中「特別措置法第四十六条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十七条第一項」に、「特別措置法第四十七条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「特別措置法第四十七条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第二項」に改める。

第三十三条中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第三十四条中「特別措置法第四十八条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十九条第一項」に改める。

第三十六条第一項第一号中「特別措置法第二十二号各号」を「外国弁護士法律事務取扱法第二十三号各号」に改め、「事項」の下に「（共同法人に関する事項にあつては、外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）」を加え、同項第二号中「特別措置法第二十三号各号」を「外国弁護士法律事務取扱法第二十四号各号」に改め、「事項」の下に「（共同法人に関する

る事項にあつては、外国弁護士法律事務所取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。」を加え、同項第三号中「第六十六条」の下に「外国法事務弁護士法人規程（会規第九十九号）第二十三条又は共同法人会員基本規程（会規第百五号）第三十九条」を加える。

第四十二条中「特別措置法第二十九条」を「外国弁護士法律事務所取扱法第三十条」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

第五十三条中「特別措置法第五十三条第三項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第三項」に改める。

第五十八条第一項中「特別措置法第五十一条」を「外国弁護士法律事務所取扱法第八十三条」に改める。

第五十九条の二第二項中「特別措置法第五十三条第三項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第三項」に改める。

第六十八条中「特別措置法第五十一条第二項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第八十三条第二項」に改める。

（外国法事務弁護士登録審査手続規程中一部改正）

第三条 外国法事務弁護士登録審査手続規程（会規第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第八条第一項中「及び弁護士法人」を「、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」に、「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改め、同条第二項中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改め、同条第三項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

（外国特別会員表示規程中一部改正）

第四条 外国特別会員表示規程（会規第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務所取扱法」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「特別措置法第二条第五号」を「外国弁護士法律事務所取扱法第二条第八号」に、「特別措置法第二条第九号」を「外国弁護士法律事務所取扱法第二条第十二号」に改める。

第二条の二の見出し中「外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人等」に改め、同条第一項中「外国法事務弁護士法人の社員」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の外国法事務弁護士である社員」を加え、「社員」というを「社員」と総称する」に改め、同条第二項及び第三項中「当該外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第五項中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を加える。

第三条中「特別措置法第四十七条第一項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第四十八条第一項」に改める。

第三条の二中「特別措置法第四十五条第二項ただし書」を「外国弁護士法律事務所取扱法第四十六条第二項ただし書」に、「特別措置法第五十条の十第二項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第六十四条第二項」に、「同法第四十五条第二項ただし書」を「同法第四十六条第二項ただし書」に改める。

第四条第一項中「特別措置法第四十七条第二項」を「外国弁護士法律事務所取扱法第四十八条第二項」に改める。

（外国弁護士資格者の雇用の届出に関する規程中一部改正）

第五条 外国弁護士資格者の雇用の届出に関する規程（会規第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国法事務弁護士法人」の下に「、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」とい

う。」を加え、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第三号」に改める。

「第二条第二号中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

(外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程中一部改正)

第六条 外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程(会規第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」の下に「及び共同法人会員基本規程(会規第百五号)第二十六条」を加え、「及び外国法事務弁護士法人(以下「外国法事務弁護士等」という。)」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)(以下「外国法事務弁護士等」と総称する。)」に改める。

第二条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第三条第五号中「外国法事務弁護士法人」の下に「、共同法人」を加える。

第八条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第九条第二項中「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第十二条第四項及び第五項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「若しくは外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人若しくは共同法人」に改め、同条第七項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

(綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程中一部改正)

第七条 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程(会規第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第一項及び第三十条の二中「の対象弁護士等」を「に付された対象者」に改める。

第三十四条第二項を次のように改める。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第三十六条第三項を次のように改める。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である異議申出人又は関係人は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第三十六条第四項、第五十四条の二第一項及び第五十六条の二中「の対象弁護士等」を「に付された対象者」に改める。

第六十条第二項を次のように改める。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第六十二条第三項を次のように改める。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第六十二条第四項中「の対象弁護士等」を「に付された対象者」に改める。

(綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程中一部改正)

第八条 綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

（懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程中一部改正）

第九条 懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項及び第二十条の二中「当該事案の対象弁護士等」を「当該審査に付された対象者」に改める。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第三十九条第三項を次のように改める。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第三十九条第四項中「当該事案の対象弁護士等」を「当該審査に付された対象者」に改める。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第六十九条第三項を次のように改める。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人である異議申出人又は関係人は、懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

（外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程中一部改正）

第十条 外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程中一部改正）

第十一条 外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）をいう。

第十四条の二中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」を加える。

第十五条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「弁護士法人が」を「弁護士法人又は共同法人が」に改め、「当該弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人にあつては」を「弁護士法人又は共同法人にあつては」に改め、「一弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第十六条第一項中「又は外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項及び第四項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第二十三条第二項中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第三十条中「特別措置法第五十一条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第一項」に改める。

第三十二条、第三十四条第一項及び第三十五条中「特別措置法第五十三条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に改める。

第三十九条第二項中「特別措置法第五十三条第四項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第四項」に改める。

第四十二条第三項中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第四十三条第一項中「特別措置法第五十三条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第二項」に改める。

第四十八条第一項及び第五十条中「特別措置法第五十三条第三項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第三項」に改める。

第五十四条第三項中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

(外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程中一部改正)
第十二条 外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程(会規第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号を次のように改める。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

第十三条の二中「弁護士法人」の下に「及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」を加える。

第十四条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人にあつては」を「弁護士法人又は共同法人にあつては」に改め、「一 弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第十五条第一項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項及び第四項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第十七条中「特別措置法第五十三条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第二項」に改める。

第二十条中「特別措置法第五十三条第四項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第四項」に改める。

第二十六条第二項及び第二十八条第三項中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第三十二条第一項及び第三十三条第一項中「特別措置法第五十三条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第二項」に改める。

第三十五条中「特別措置法第五十一条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第一項」に改める。

(外国法事務弁護士等の懲戒処分)の公告及び公表等に関する規程中一部改正)
第十三条 外国法事務弁護士等の懲戒処分)の公告及び公表等に関する規程(会規第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「第五十三条第七項」を「第十五条第七項」に改める。

第二条の表一の部中「特別措置法第五十一条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第二項」に改める。

第三条中「特別措置法第五十二条第一項第二号から第四号まで」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十四条第一項第二号から第四号まで」に改める。

(外国法事務弁護士の報酬に関する規程中一部改正)

第十四条 外国法事務弁護士の報酬に関する規程(会規第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国法事務弁護士等の報酬に関する規程

第一条中「第二十条」の下に「及び共同法人会員基本規程(会規第百五号)第二十六条」を加え、「及び外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

(外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程中一部改正)

第十五条 外国法事務弁護士等による弁護士又は外国法事務弁護士の雇用に関する規程(会規第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び外国法事務弁護士法人による弁護士」を「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)による弁護士」に、「及び外国法事務弁護士法人による外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士法人及び共同法人による外国法事務弁護士」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

第二条第二号中「及び外国法事務弁護士法人(社員を含む。)」を「外国法事務弁護士法人(社員を含む。及び共同法人(社員を含む。))」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「又は外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第六号中「外国法事務弁護士法人の社員」を「外国法事務弁護士法人及び共同法人の社員」に、「特別措置法第三条及び第五条から第五条の三まで」を「外国弁護士法律事務取扱法第三条及び第五条から第七条まで」に、「特別措置法第五十条の五」を「外国弁護士法律事務取扱法第十九条」に改める。

第三条中「又は外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第四条中「使用者の」を「使用者(共同法人及び共同法人の弁護士である社員を除く。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の」に改める。

第六条第三項中「特別措置法第四十九条及び第五十条の十一」を「外国弁護士法律事務取扱法第五十条、第六十条及び第七十八条」に改める。

第七条第一項第一号中「及び登録番号」を「登録番号及び事務所」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に、「及び外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「及び外

国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第二項又は第三項の規定による届出をした外国法事務弁護士法人及び共同法人は、種類の変更又は合併により、外国法事務弁護士法人規程第七条の二第一項又は共同法人会員基本規程第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をするときは、第二項又は第三項の規定による届出をしている旨を本会に届け出なければならぬ。この場合において、当該外国法事務弁護士法人及び共同法人は、第二項又は第三項の規定による届出をすることを要しない。

第七条第二項の次に次の一項を加える。

3 共同法人は、弁護士又は外国法事務弁護士を雇用しようとするときは、あらかじめ（共同法人の成立時に雇用しようとする場合にあつては共同法人会員基本規程（会規第百五号）第十条第一項の規定による届出の時、弁護士法人からの種類の変更又は合併により共同法人となった者が雇用しようとする場合にあつては共同法人会員基本規程第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出の時とする。）、「第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該共同法人の外国法事務弁護士である社員の取り扱う法律事務の範囲を本会に届け出なければならぬ。

第八条第一項第一号中「及び登録番号」を「、登録番号及び事務所」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第六項」に、「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 本会は、前条第五項の規定による届出があつたときは、第一項から第三項までの規定により付記された事項を種類の変更又は合併後の外国法事務弁護士法人名簿又は共同法人名簿に移記する。

第八条第二項の次に次の一項を加える。

3 本会は、前条第三項の規定による届出があつたときは、共同法人名簿に、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項並びに当該共同法人の外国法事務弁護士である社員の取り扱う法律事務の範囲を付記する。

第九条中「第七条第一項から第四項まで」を「第七条第一項から第六項まで」に、「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第十条中「雇用契約が終了した日」の下に「又は種類の変更により共同法人から弁護士法人となった日」を加え、「第七条第一項又は第二項」を「第七条第一項から第三項まで」に改める。

第十一条第一項中「特別措置法第四条、第四十九条、第四十九条の三、第五十条の十一又は第五十条の十三において準用する第四十九条の三第一項、第三項及び第五項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四条、第五十条、第五十二条第一項、第三項若しくは第五項、第六十五条、第六十七条第一項において準用する第五十二条第一項、第三項若しくは第五項、第七十八条又は第七十九条第一項から第三項まで」に改める。

（外国法共同事業に関する規程中一部改正）

第十六条 外国法共同事業に関する規程（会規第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 外国弁護士法律事務取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）をいう。

第二条第二号中「特別措置法第二十五条」を「外国弁護士法律事務取扱法第十九号」に改め、同条第四号中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」に改め、同条第五号中「外国法事務弁護士法人の社員」の下に「及び共同法人の外国法事務弁護士である社員」を加え、「特別措置法第三条及び第五条から第五号の三まで」を「外国弁護士法律事務取扱法第三条及び第五条から第七号まで」に、「特別措置法第五十条の五」を「外国弁護士法律事務取扱法第五十九条」に改める。

第三条第一項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改める。

第六条第一項中「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第九条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第十条第二項中「弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四項中「弁護士法人と外国法事務弁護士法人とが」を「弁護士法人又は共同法人と外国法事務弁護士法人とが」に改め、同条第五項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に、「ときは」を「とき、又は前項に規定する場合であつて種類の変更若しくは合併により外国法共同事業が終了したときは」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 外国法共同事業を営む弁護士法人又は共同法人及び外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人は、種類の変更又は合併により、弁護士法人規程（会規第四十七号）第七条の二第一項又は共同法人会員基本規程（会規第一百五号）第十二条第一項若しくは第十四条第一項による届出をする場合において、種類の変更又は合併の後も外国法共同事業を継続していることとなるときは、連名でその旨を本会に届け出なければならない。

第十一条第一項中「又は弁護士法人名簿」を「、弁護士法人名簿又は共同法人名簿」に改め、同項第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二項中「又は弁護士法人名簿」を「、弁護士法人名簿又は共同法人名簿」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「又は弁護士法人名簿」を「、弁護士法人名簿又は共同法人名簿」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 本会は、前条第六項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、弁護士法人名簿又は共同法人名簿に付記された事項を種類の変更又は合併後の弁護士法人名簿又は共同法人名簿に移記し、外国法事務弁護士名簿又は外国法事務弁護士法人名簿に付記された事項を訂正する。

第十二条第四項中「第十条第五項」を「第十条第五項又は第六項」に改め、同条第五項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に、「又は外国法事務弁護士法人」を「同条第六項」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」が、同条第七項」に、「又は外国法事務弁護士法人名簿」を「、外国法事務弁護士法人名簿又は共同法人名簿」に改め、「登録を取り消されたとき」の下に「、及び種類の変更又は合併により外国法共同事業が終了したとき」を加える。

第十三条中「第十条第一項から第六項まで」を「第十条第一項から第七項まで」に、「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は共同法人」に改める。

第十四条中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改め、「当該契約が終了した日」の下に「又は種類の変更若しくは合併により外国法共同事業が終了した日」を加える。

第十五条中「特別措置法第四条、第四十九条、第四十九条の二、第四十九条の三、第五十条の十一、第五十条の十二並びに第五十条の十三において準用する第四十九条の三第一項、第三項及び第五項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第三項若しくは第五項、第六十五条、第六十六条、第六十七条第一項において準用する第五十二条第一項、第三項若しくは第五項、第七十八条又は第七十九条第一項から第三項まで」に改める。

（外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程中一部改正）

第十七条 外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程（会規第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 外国法事務弁護士法人及びその事務所の名称等（第九条の三―第九条の十一）」を「第二章の二 外国法事務弁護士法人及びその事務所の名称等（第九条の三―第九条の十一）」に改める。
第二章の三 共同法人及びその事務所の名称等（第九条の十二―第九条の二十）に改める。

第一条中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」に改め、「並びに外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を加える。

第二条第一号中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二号及び第三号中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第四号中「、外国法事務弁護士法人」の下に「、共同法人」を加え、「一の弁護士法人」を「一の共同法人又は弁護士法人」に改め、同条第五号を

次のように改める。

五 外国弁護士法律事務所取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）をいう。

第二条第六号中「特別措置法第二条第十五号」を「外国弁護士法律事務所取扱法第二条第十九号」に改める。

第三条第一項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同条第三項中「又は「外国法事務弁護士法人」」を、「外国法事務弁護士法人」又は「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第五条中「又は外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同条第二号中「特別措置法第三十条第一項第五号」を「外国弁護士法律事務所取扱法第三十一条第一項第五号」に改め、同条第四号中「第八条の二第一項」を「第八条の二」に改め、同条第五号中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第七条中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第八条の三中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第九条の二第一項中「自己が社員等でない外国法事務弁護士法人」の下に「若しくは共同法人」を、「事務所を共にしようとするとき」の下に「（当該共同法人と外国法共同事業を営むときを除く。）」を、「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加え、同条第二項中「外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第九条の五第三項中「又は「弁護士法人」」を、「弁護士法人」に改め、「（「外国法事務弁護士法人」の文字に使用されている場合を除く。）」の下に「又は「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」」を加える。

第九条の十第一項中「若しくは他の外国法事務弁護士法人」を、「他の外国法事務弁護士法人若しくは共同法人」に改め、「事務所を共にしようとするとき」の下に「（当該共同法人と外国法共同事業を営むときを除く。）」を、「他の外国法事務弁護士法人」の下に「共同法人」を加える。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 共同法人及びその事務所の名称等

（登記名称以外の法人名称の使用禁止）

第九条の十二 共同法人は、その法人名称として、登記された法人名称以外の名称を使用してはならない。

（同一の法人名称の禁止）

第九条の十三 共同法人は、所属弁護士会の地域内にある他の共同法人の法人名称又は事務所名称と同一の名称をその法人名称としてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 他の共同法人が当該地域内において従たる事務所のみを有する場合に、その共同法人と同一の法人名称を用いるとき。

二 当該共同法人の社員の氏又は氏名のみ（複数の氏又は氏名を列記する場合に、当該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使用が許される符号を用いるときを含む。）を用いる場合

三 弁護士又は外国法事務弁護士が共同法人を設立するに当たって、当該弁護士又は外国法事務弁護士が現に届け出ていた事務所名称であつて人名を用いたものを法人名称とする場合

（共同法人の事務所名称）

第九条の十四 共同法人は、その事務所名称中に当該共同法人の法人名称を用いなければならない。

2 共同法人の事務所名称中には、「弁護士法人」又は「外国法事務弁護士法人」の文字を用いてはならない。

（複数名称の禁止）

第九条の十五 共同法人は、一の事務所に複数の事務所名称を付してはならない。

（同一の事務所名称の禁止）

第九条の十六 共同法人は、所属弁護士会の地域内にある他の共同法人の法人名称又は事務所名称と同一の名称をその事務所名称としてはならない。ただし、第九条の十三ただし書の規定により同一の名称を法人名称とすることができる場合において、当該法人名称を主たる事務所の事務所名称とするときは、この限りでない。

（従たる事務所名称）

第九条の十七 共同法人の従たる事務所の名称は、法人名称又は主たる事務所の事務所名称に従たる事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならない。

(事務所名称の届出義務)

第九条の十八 共同法人は、その事務所に名称を付し、規則で定めるところにより、本会に届け出なければならない。

(共同事務所の届出等)

第九条の十九 共同法人は、その社員若しくは使用人でない弁護士若しくは外国法事務弁護士、外国法事務弁護士、他人、他の共同法人又は弁護士法人と事務所を共にしようとするときは、当該弁護士、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、共同法人又は弁護士法人と連名で、事務所を共にする旨を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした共同法人については、第九条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

(準用)

第九条の二十 第四条、第七条、第八条及び第九条第二項の規定は、共同法人の法人名称及び事務所名称について準用する。

第十条に次の一項を加える。

3 本会は、共同法人が本会に届け出た法人名称又は事務所名称がこの規程に違反するものであると認めるときは、その法人名称又は事務所名称を共同法人名簿に記載せず、又は記録しないことができる。

第十一条中「又は外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

(外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規程中一部改正)

第十八条 外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規程(会規第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「懲戒処分歴」という」を「法人の種類の変更があつた場合においては、種類の変更前の弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)が受けた懲戒の処分に関する履歴を含む。以下「懲戒処分歴」という」に改める。

第三条第一項中「外国法事務弁護士等に対してした懲戒の処分」の下に「(法人の種類の変更があつた場合においては、本会又は弁護士会が種類の変更前の弁護士法人又は共同法人に対してした懲戒の処分を含む。)」を加え、同項第四号中「公表されたもの」の下に「(法人の種類の変更があつた場合においては、種類の変更前の弁護士法人又は共同法人に関して相当する規定により本会又は弁護士会において公表されたものを含む。)」を加える。

第四条第四号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「第六十条第一項」を「第一百零二条第一項」に改め、「その旨」の下に「(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五十九条(外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。))に規定する審査請求又は弁護士法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えが係属中の場合は、その旨を含む。)」を加え、同条第五号中「その旨」の下に「(法人の種類の変更があつた場合において種類の変更前の弁護士法人又は共同法人が効力の停止の決定を受けたときは、その旨を含む。)」を加える。

第七条中「特別措置法第六十条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第一百零二条第一項」に改め、「取り消された場合」の下に「(弁護士法第五十九条(外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。))に規定する審査請求について本会が懲戒処分を取り消し、若しくは変更する旨の裁決をした場合又は弁護士法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えの判決の確定により懲戒の処分が取り消された場合を含む。)」を、「当該判決の確定があつた旨」の下に「(裁決があつた旨を含む。)」を加える。

(依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程中一部改正)

第十九条 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程(会規第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。))」に、「弁護士等」というを「弁護士等」と総称する」に改める。

第二条第四項第二号及び第三号中「又は外国法事務弁護士法人」を、「外国法事務弁護士法人又は共同法人」に

改める。

第十条中「外国法事務弁護士職務基本規程」を「外国法事務弁護士等職務基本規程」に改める。

第十一条第二項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

(外国法事務弁護士法人規程中一部改正)

第二十条 外国法事務弁護士法人規程(会規第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 種類の変更に關する次に掲げる事項

イ 種類の変更の年月日

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる外国法事務弁護士法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 種類の変更により弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)から外国法事務弁護士法人となった者 種類の変更前の共同法人に係る事項

(2) 種類の変更により外国法事務弁護士法人から共同法人となった者 種類の変更後の共同法人に係る事項

第五条第十三号ロ中「(1)又は(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同号ロ(2)中「存続する外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、同号ロに次のように加える。

(3) 合併により外国法事務弁護士法人から共同法人となった者 合併後の共同法人に係る事項

第六条第三項中「外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に關する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「第五十条の第十二項」を「第六十四条第二項」に、「特別措置法第四十五条第二項ただし書」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書」に改める。

第七条第一項中「外国法事務弁護士法人は」の下に「、種類の変更」を加え、同条第三項中「特別措置法第五十条の第十三第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(種類の変更の届出)

第七条の二 種類の変更により共同法人から外国法事務弁護士法人となった者は、種類の変更の日から二週間以内に、第五条第一号から第八号まで及び第十二号の二に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 種類変更届出書

二 登記事項証明書

三 種類の変更前の共同法人に係る登記事項証明書

四 定款の写し

3 第六条第三項の規定は、第一項に規定する届出について準用する。

第八条第一項中「特別措置法第五十条の第十三第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項」に改める。

第十四条第一項中「含む。」の下に「又は第七条の二」を加える。

第十六条第一項中「特別措置法第五十条の五」を「外国弁護士法律事務取扱法第五十九条」に改め、同条第二項中「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「第五条の三」を「第七条」に改め、同条第三項中「外国法事務弁護士は」を「外国法事務弁護士及び弁護士は」に改める。

第十九条中「他の外国法事務弁護士法人」の下に「、共同法人」を加える。

第二十二条第二項中「成立の日の属する月とし」の下に「、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月とし」を加え、同条第三項中「成立の日とし」の下に「、種類の変更の年にあつては種類の変更の日とし」を加え、同条第四項及び第五項中「特別措置法第五十条の第十三第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項」に改める。

第二十五条中「特別措置法第五十一条第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第八十三条第二項」に改める。

第二十六条第一項中「特別措置法第五十条の四」を「外国弁護士法律事務取扱法第五十八条」に改める。

第二十七条中「特別措置法第五十条の十三第二項」を「外国弁護士法律事務取扱法第六十七条第二項」に改める。

(外国法事務弁護士職務基本規程中一部改正)

第二十一条 外国法事務弁護士職務基本規程(会規第百号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国法事務弁護士等職務基本規程

目次中「第八章 他の外国法事務弁護士等との関係における規律(第六十七条―第七十条)」を「第八章 他の外国法事務弁護士等との関係における規律(第六十七条―第七十条)」を「第八章 他の

第八章の二

外国法事務弁護士等との関係における規律(第六十七条―第七十条)に改める。

第十一条の二第一号中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「第二条第二号」を「第二条第三号」に改める。

第十二条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)」に改める。

第四十条及び第四十一条中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改める。

第四十六条中「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

第五十一条中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第五十六条中「所属外国法事務弁護士が」の下に「この規程を」を、「所属弁護士が」の下に「弁護士職務基本規程(会規第七十号)を」を加え、「弁護士職務基本規程(会規第七十号)」を「弁護士職務基本規程」に改める。

第五十七条中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加え、「使用人である弁護士」を「社員又は使用人である弁護士」に改める。

第五十八条中「外国法事務弁護士法人」の下に「、共同法人」を、「社員等又は」の下に「社員若しくは」を加える。

第五十九条中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第六十条第二項中「使用人である弁護士」を「社員又は使用人である弁護士」に改める。

第六十一条各号列記以外の部分を次のように改める。

外国法事務弁護士法人又は共同法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に規定する事件については受任している事件の依頼者の同意がある場合及び第五号に規定する事件についてはその職務を行い得ない社員(共同法人において弁護士である社員のみが執行することのできる業務(外国弁護士法律事務取扱法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務をいう。以下同じ。))に係る事件にあっては、弁護士である社員)がその外国法事務弁護士法人又は共同法人の社員(共同法人において弁護士である社員のみが執行することのできる業務に係る事件にあ

つては、弁護士である社員）の総数の半数未満であり、かつ、その外国法事務弁護士法人又は共同法人に業務の公正を保ち得る事由がある場合は、この限りでない。

第六十一条第四号中「使用人である弁護士」を「社員若しくは使用人である弁護士」に改め、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「第五十九条第一号若しくは第二号」の下に「又は弁護士職務基本規程第二十七条、第二十八条若しくは第六十三条第一号若しくは第二号」を加える。

第六十二条及び第六十三条第二項中「外国法事務弁護士法人」の下に「又は共同法人」を加える。

第六十四条中「外国法事務弁護士法人は」を「外国法事務弁護士法人又は共同法人は」に、「若しくは」を「又は社員若しくは」に、「社員等及び」を「共同法人、社員等及び社員又は」に改める。

第六十五条の表第五十八条の部中「その外国法事務弁護士法人」を「その外国法事務弁護士法人、共同法人」に、「使用人である弁護士」を「社員若しくは使用人である弁護士」に改め、同表第五十九条の部中「その外国法事務弁護士法人」を「その外国法事務弁護士法人又は共同法人」に改め、同表第六十条第二項の部中「使用人である弁護士」を「社員又は使用人である弁護士」に改める。

第六十六条中「及び第八章から第十章まで」を「第八章、第九章及び第十章」に改め、「外国法事務弁護士法人」の下に「及び共同法人」を加える。

第六十七条中「及び外国法事務弁護士法人」を「外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 裁判の関係における規律

（裁判の公正と適正手続）

第七十条の二 共同法人は、裁判の公正及び適正手続の実現に努める。

（偽証のそそのかし）

第七十条の三 共同法人は、偽証若しくは虚偽の陳述をそそのかし、又は虚偽と知りながらその証拠を提出してはならない。

（裁判手続の遅延）

第七十条の四 共同法人は、怠慢により、又は不当な目的のため、裁判手続を遅延させてはならない。

（裁判官等との私的関係の不当利用）

第七十条の五 共同法人は、その職務を行うに当たり、裁判官、検察官その他裁判手続に関わる公職にある者との縁故その他の私的関係があることを不当に利用してはならない。

第七十一条の見出し中「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に改め、同条中「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法、弁護士法」に改める。

第七十五条第二項中「及び第七十条」を「第七十条及び第七十条の二」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「又は共同法人」を加える。

（依頼者見舞金制度に関する規程中一部改正）

第二十二条 依頼者見舞金制度に関する規程（会規第百三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び弁護士法人」を「、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

附 則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。